

# 鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第一号

各保健所長

衛生研究所長

昭和二十五年十二月鳥取縣訓令甲第二十八号「鳥取縣保

健所及び衛生研究所使用料手數料條例に規定する知事の定める使用料手數料の額」の一部を次のように改正し、

昭和二十六年一月一日から適用する。

昭和二十六年一月十二日

鳥取縣知事職務代理人

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣保健所及び衛生研究所使用料手數料

條例に規定する知事の定める使用料手數料

昭和二十六年一月十二日 第一千百七十四号 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

の額の一部改正

「一」の「1」の次に「2」を加え「2」を「3」に改める。

2、前号にかゝわらず梅毒血液反応検査において補体

総合反応検査と沈降反応検査を併せて行う場合は採

取料は徴収しない。

「二」の「2」(表)を次のように改める。

種別	料額	條件	備考
ツベルクリン 皮内反応検査	四円	十	集團

赤血球沈降速度測定	十同右	採取料を含む
梅毒血液反応検査	五十	妊娠 集團

血液型検査	二十	集團	採取料を含む
採取料を含む			補体結合反応検査を併せて行う場合

喀痰顯微鏡的検査 十 同右  
糞便顯微鏡的検査 十 同右 中小学生以外  
同 右 五 同右 中小学生

## 告 示

### ◆鳥取縣告示第九号

兒童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十五條第二項による兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十六年一月十二日

施設種別	經營主体	施設名	長氏名	施設所在地	定員	認可年月日
保育所	鳥取市美保保育所	鳥取市長吉成三	鳥取市長吉成三	鳥取市森中豊治	五百〇名	昭和二年一月二五日

### ◆鳥取縣告示第十一号

鳥取縣觀光綜合審議会規程を次のように定める。

昭和二十六年一月十二日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

#### 鳥取縣觀光綜合審議會規程

第一條 鳥取縣觀光事業の振興發展をはかるために必要な事項を調査審議するため鳥取縣觀光綜合審議會(以下審議会といふ)を設ける。

第二條 審議會は前條の目的を達するため左の事項の基本的計画を調査審議する。

一、景勝地の選定保存及び開発

二、觀光施設の整備

三、觀光宣傳

四、觀光客接遇方法の改善

五、土產品の振興

六、文化財の保存

七、そのほか觀光事業の發展のために必要な事項

第三條 審議會は會長及び委員若干名をもつて組織する。

2、審議會に顧問若干名を置くことができる。

3、審議會に専門の事項を調査するため必要があるときは

は専門委員を置くことができる。

4、審議會に幹事若干名を置く。

第四條 委員、顧問、専門委員及び幹事は關係官公吏、

關係團體の代表者及び學識經驗のある者のうちから知事が任命又は委嘱する。

第五條 会長は知事をもつてこれに當て会務を總理する。

2、会長が事故あるときはあらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第六條 専門委員は会長の命を受けて専門の事項を調査する。

第七條 幹事は会長の命を受けて委員及び専門委員を輔佐する。

第八條 審議會の庶務は經濟部商務課において處理する。

第九條 審議會の會議は必要に応じ会長が招集する。

第十條 この規程に定めるものゝ外必要な事項に関するては会長が定める。